

令和5年9月28日

総務部財政課

043-223-2076

令和5年度9月補正予算案（追加提案分）について

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨による被害を受けて、被災者への生活再建等に係る貸付金や利子補給、河川の応急対策など、緊急的に実施する必要がある事業について補正予算を編成し、9月議会の閉会日に追加提案します。

なお、復旧等に係るその他の経費については、今後、被害の詳細を確認した上で、更なる補正予算の計上を検討してまいります。

1 補正予算案の概要

(1) 補正予算規模 9億円（補正後予算額2兆2,270億24百万円）

[歳入内訳]

- ・ 県債 5億50百万円（1,458億34百万円→1,463億84百万円）
- ・ 繰入金 3億50百万円（851億25百万円→854億75百万円）
（災害復興・地域再生基金）

(2) 債務負担行為の設定：被災者及び中小企業への利子補給

※ 債務負担行為…年度内に貸付け等を行い、翌年度以降に利子補給等の支出を予定している経費について、県が将来の債務を約束することを予算で定めておくもの。

【参考】9月補正予算案について

・ 当初提案（第2号）	80億71百万円
・ 追加提案（第3号）	9億円
合計	89億71百万円

2 補正予算の内容

(1) 被災者等への支援

○災害援護資金貸付金（危機管理政策課）

30,000 千円

（債務負担行為の設定）

住家の浸水などにより、家財等が大きな損害を受けた被災者に対し、生活を立て直すための資金の貸付けを行います。また、被災者の経済的負担を軽減するため、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成します。

- ・災害援護資金の貸付け 30,000千円
- ・利子補給額 融資額 30,000千円以内について、年利3.0%以内の利子相当額

○災害復興住宅資金利子補給事業（住宅課）

（債務負担行為の設定）

被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

- ・利子補給額 市町村が利子補給した金額の2分の1を市町村に助成（上限1%）

○セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）

（債務負担行為の設定）

浸水などの被害を受けた中小企業が設備を復旧するなどの場合に、低利で融資している中小企業振興資金のセーフティネット資金について、利子補給を行うことで、中小企業の更なる負担軽減を図ります。

- ・利子補給額 融資額 10億円以内について、年利1.0%以内の利子相当額

(2) 河川の応急対策等

○河川災害対策特別緊急事業（河川整備課、河川環境課） 870,000 千円
（既定予算とあわせ 950,000 千円）

台風第13号の接近に伴う大雨により、河川の越水が発生したことから、今後の災害に備え応急対策を実施します。また、浸水被害が発生した地域において、河川の状況をよりきめ細かく監視し、増水の切迫性を適切に伝えるため、河川監視カメラや危機管理型水位計を増設します。

[事業内容]

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1 応急治水対策等 | 740,000 千円 |
| ・大型土のう等設置（一宮川水系、小中川） | 215,000 千円 |
| ・堆積土砂撤去等（鹿島川、養老川、栗山川） | 225,000 千円 |
| ・浸水被害に係る詳細調査 | 300,000 千円 |
| ・越水した河川の浸水状況調査 | 200,000 千円 |
| ・浸水対策検討調査（袋倉川） | 100,000 千円 |
| 2 河川監視カメラや危機管理型水位計の増設 | 130,000 千円（既定予算とあわせ 210,000 千円） |
| ・河川監視カメラ | 28 基（一宮川水系 14 基ほか 14 河川） |
| ・危機管理型水位計 | 8 基（一宮川、養老川ほか 6 河川） |

(3) 今後について

今後、被害の詳細を確認した上で、道路、河川、農業用施設、鉄道等の復旧や、災害救助法に基づく住宅の応急修理等に係る経費負担などについて、更なる補正予算の計上を検討してまいります。